

公益社団法人 三重県防犯協会連合会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人三重県防犯協会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を三重県津市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、県民の自主防犯意識の高揚と風俗環境の浄化及び少年の健全育成を図り、もって、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯対策の調査及び研究
- (2) 各種防犯団体が行う防犯活動に対する協力援助
- (3) 防犯施設及び防犯資器材の普及促進に関する事業
- (4) 少年の健全育成活動に対する協力援助
- (5) 少年指導委員の活動に対する協力援助
- (6) 風俗環境の浄化活動に対する協力援助
- (7) 風俗環境に関する苦情相談事業
- (8) 防犯活動及び風俗環境の浄化等に功労のある団体及び個人の表彰
- (9) 防犯活動及び風俗環境の浄化等に関するもので行政機関から委託を受けた事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、三重県内において行うものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した次の団体

ア 地区防犯協会又は地区生活安全協会

イ 三重県内各市町防犯協会及び防犯委員会並びに単位防犯協会

ウ 三重県職域防犯組合連絡協議会

エ 三重県金融機関防犯協会連合会

- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体

2 前項のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・

財団法人法」という。) 上の社員とする。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を納めなければならない。

2 会費については、徴収した総額に百分の五十を乗じて得た額を公益目的事業のために使用する。

(任意退社)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出して任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団・財団法人法第30条第1項後段に定める手続に従い、総会の決議により除名することができる。

(1) 定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員を除名した場合には、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員の資格を喪失する。

(1) 会員である団体が解散したとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣言を受けたとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 会費を1年以上滞納したとき。

(5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。

2 既納の会費及び拠出金は返還しない。ただし、未履行の義務は免れることができない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の支給の額
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 入会の基準及び会費の額
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日の1週間前までに、総会の日時及び場所、目的である事項があるときは、当該事項その他法令で定める事項を記載した書面により、正会員に対してその通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとする場合は、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(議 決 権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

- 3 第1項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第20条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合、その提案について、総正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事は、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及びその総会において選任された議事録署名人1名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営規則)

第22条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内

- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち、2名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定めるものである理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、本会の代表権を伴わない業務を代行する。
- 4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定足数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(報 酬 等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算出された額の報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、当該取引について重要な事実を開示し理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又第三者のために本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のために行う本会との取引
- (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と当該理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の責任の免除)

第31条 本会は、一般社団・財団法人法第111条第1項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び参与)

第32条 本会に顧問3名以内及び参与2名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者及び本会に功労のある者とし、参与は、防犯活動について高度の知識及び経験のある者とする。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 理 事 会

(設 置)

第33条 本会に理事会を設置し、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事に対してその通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の議決があったものとみなす。

(議 事 録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第40条 この協会の公益目的事業を行うために不可欠な基本財産については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部又は全部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の事業計画書等を変更する場合は、会長は速やかに理事会の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の承認を受けた事業計画書等については、主たる事務所に、毎事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 第1項の承認を受けた事業計画書等及び法令で定める書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については定時総会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項及び前項の書類その他法令で定める書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 5 法令の定めるところにより、定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第6章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第46条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属するものとする。

第7章 事 務 局

(事 務 局)

第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める事務管理規程による。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 この法人は、公正に開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において定める情報公開規程による。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第51条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、鈴木健一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。